

令和 8 年度上越市市名入り封筒掲載広告募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、上越市有料広告掲載に関する要綱（平成 2 4 年 1 月 1 3 日改正。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、令和 8 年度の上越市市名入り封筒掲載広告の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体等)

第 2 条 広告を掲載する媒体、作製枚数、広告掲載枠の規格、募集広告枠数、広告の掲載期間、広告の掲載方法及び最低販売価格は、次の表に定めるとおりとする。

広告を掲載する媒体	市名入り封筒（長形 3 号）	市名入り封筒（角形 2 号）
作 製 枚 数	1 9 5, 0 0 0 枚	8 5, 0 0 0 枚
広告掲載枠（以下「広告枠」という。）の規格	大きさ：縦 3 c m × 横 9 c m 印刷色：1 色 ※山鳩色とする。	大きさ：縦 6 c m × 横 9 c m 印刷色：1 色 ※山鳩色とする。
募集広告枠数	5 枠	6 枠
広告の掲載期間	令和 8 年 1 2 月～（約 12 か月）	令和 8 年 1 2 月～（約 12 か月）
	（在庫の状況により掲載期間は前後する場合がある。） ただし、市に令和 7 年度以前に作製した広告掲載封筒及び広告掲載のない封筒の在庫がある場合は、令和 8 年度広告掲載封筒を作製し、使用を開始した後も、市はその在庫を使用できるものとする。 また、令和 8 年度広告掲載封筒の使用を開始し、約 12 か月が経過した後も広告掲載封筒が全て使用されずに残った場合、市は、その在庫の広告掲載封筒を引き続き使用できるものとする。	
掲 載 決 定 方 法	見積額の高い順に掲載枠数の範囲内で決定	
最低販売価格	1 枠につき 3 0, 0 0 0 円	1 枠につき 2 6, 0 0 0 円

(募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）までとする。

(広告枠購入資格審査等)

第 4 条 広告枠を購入し、媒体に広告を掲載しようとする人及び団体は、要綱及び上越市有料広告掲載に関する要綱第 4 条及び第 5 条に係る判断基準等を確認の上、上越市市名入り封筒広告掲載枠購入資格審査申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の版下を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の上越市市名入り封筒広告掲載枠購入資格審査申込書（第 1 号様式）等の提出先は、総務課、南出張所、北出張所又は各総合事務所総務・地域振興グループのいずれかとする。

3 市長は、第 1 項の申込書の提出があったときは、これを審査し、認定の可否を決定した

ときは、上越市市名入り封筒広告掲載枠購入資格^{認定}通知書（第2号様式）により通知^{不認定}するものとする。

（広告枠の購入者の決定等）

第5条 市長は、前条第3項の規定により広告枠の購入資格を認定した人及び団体（以下「有資格者」という。）のうちから、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。）に規定する随意契約の方法により広告枠の購入者（以下「購入者」という。）を決定するものとする。

（契約の締結等）

第6条 市長は、前条の規定により決定した購入者と広告枠の売買契約を締結するものとする。

2 購入者は、前項の売買契約締結後、市長が指定する日までに掲載する広告の原稿データを提出し、及び広告枠の購入代金を納付しなければならない。

（問合せ先）

〒943-8601

上越市木田一丁目1番3号

上越市役所総務課

TEL：025-520-5602（直通）

FAX：025-526-6111